

平成 20 年第 1 回臨時会

富良野市議会会議録（第 1 号）

平成 20 年 7 月 31 日（木曜日）

平成 20 年第 1 回臨時会

# 富 良 野 市 議 会 会 議 録

平成 20 年 7 月 31 日 (木曜日) 午前 10 時 00 分開会

## 議事日程 (第 1 号)

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
日程第 2 会期の決定  
日程第 3 報告第 1 号 専決処分報告 (自動車事故の損害賠償)  
日程第 4 議案第 1 号 平成 20 年度富良野市一般会計補正予算 (第 3 号)

## 出席議員 (18 名)

議 長	18 番	北 猛 俊 君	副議長	17 番	日 里 雅 至 君
	1 番	佐 々 木 優 君		2 番	宮 田 均 君
	3 番	広 瀬 寛 人 君		4 番	大 栗 民 江 君
	5 番	千 葉 健 一 君		6 番	今 利 一 君
	7 番	横 山 久 仁 雄 君		8 番	岡 本 俊 君
	9 番	穴 戸 義 美 君		10 番	大 橋 秀 行 君
	11 番	覚 幸 伸 夫 君		12 番	天 日 公 子 君
	13 番	東 海 林 孝 司 君		14 番	岡 野 孝 則 君
	15 番	菊 地 敏 紀 君		16 番	東 海 林 剛 君

## 欠席議員 (0 名)

## 説 明 員

市 長	能 登 芳 昭 君	副 市 長	石 井 隆 君
総 務 部 長	細 川 一 美 君	保 健 福 祉 部 長	高 野 知 一 君
経 済 部 長	石 田 博 君	建 設 水 道 部 長	岩 鼻 勉 君
看 護 専 門 学 校 長	登 尾 公 子 君	保 健 福 祉 部 参 事 監	中 田 芳 治 君
総 務 課 長	松 本 博 明 君	財 政 課 長	清 水 康 博 君
企 画 振 興 課 長	鎌 田 忠 男 君		
教 育 委 員 会 長	宇 佐 見 正 光 君	教 育 委 員 会 長	杉 浦 重 信 君

監 査 委 員 松 浦 惺 君

監 事 公 事 中 村 勇 君  
査 務 平 務 委 員 會 長 中 村 勇 君  
委 局 員 會 長

選 挙 管 理 委 員 會 長 藤 田 稔 君

事務局出席職員

事 務 局 長 藤 原 良 一 君

書 記 鵜 飼 祐 治 君

書 記 日 向 稔 君

書 記 大 津 諭 君

書 記 渡 辺 希 美 君

午前 10 時 00 分 開会  
(出席議員数 18 名)

## 開 会 宣 告

議長(北猛俊君) これより、本日をもって招集されました平成 20 年第 1 回富良野市市議会臨時会を開会いたします。

## 開 議 宣 告

議長(北猛俊君) 直ちに本日の会議を開きます。

### 日程第 1 会議録署名議員の指名

議長(北猛俊君) 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員には、会議規則第 119 条の規定により、

宮 田 均 君  
菊 地 敏 紀 君

を御指名申し上げます。

## 諸 般 の 報 告

議長(北猛俊君) 事務局長をして、諸般の報告をいたさせます。

事務局長藤原良一君。

事務局長(藤原良一君) -登壇-

議長の諸般の報告を朗読いたします。

本臨時会に市長より提出のありました議案第 1 号及び報告第 1 号につきましては、あらかじめ御配付のとおりでございます。

次に本臨時会に出席を求めた説明員及び通知のあった説明員等につきましては、別紙名簿として御配付のとおりでございます。

本日の議事日程につきましても、お手元に御配付のとおりでございます。

以上でございます。

### 日程第 2 会期の決定

議長(北猛俊君) 日程第 2、会期の決定についてを議題といたします。

本臨時会の運営に関し、議会運営委員会より報告を願います。

議会運営委員長岡本俊君。

議会運営委員長(岡本俊君) -登壇-

議会運営委員会より本日をもって招集されました平成 20 年第 1 回臨時会が開催されるにあたりまして、本日委員会を開き、運営について審議いたしました結果について御報告申し上げます。

本臨時会に提出されました事件は、市長よりの提出案件 2 件で、内容は予算 1 件、報告 1 件でございます。

委員会では、会期を本日 1 日とし、案件の審議を願うことで意見の一致を見ております。

よろしく御協力賜りますようお願い申し上げます、議会運営委員会からの報告を終わります。

議長(北猛俊君) お諮りいたします。

ただいま委員長より報告のとおり、本臨時会を運営し、会期は本日 1 日間といたしたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(北猛俊君) 御異議なしと認めます。

よって、ただいまお諮りのとおり決しました

### 日程第 3

報告第 1 号 専決処分報告(自動車事故の損害賠償)

議長(北猛俊君) 日程第 3、報告第 1 号、専決処分報告を議題といたします。

本件について説明を求めます。

教育委員会教育部長杉浦重信君。

教育委員会教育部長(杉浦重信君) -登壇-

報告第 1 号、専決処分報告について御説明申し上げます。

本件は、地方自治法第 180 条第 1 項の規定による、去る 7 月 18 日付をもって専決処分を行った自動車事故の損害賠償につきまして、同条第 2 項の規定により報告申し上げます。

平成 20 年 6 月 24 日、午後 3 時ごろ、市所有のスクールバスが、市道南陽 26 号線道路を、道道南陽山部停車場方面から市道橋、郭公橋方面に向け走行中、市道山部基線 27 号道路との交差点に進入した際、右方向から来た乗用車と交差点内で接触し、その事故で損傷した自動車の物損に対し、損害賠償を行ったものでございます。

相手側の損害額は、52 万 2,600 円であり、富良野市の過失割合を 4 割で示談したため、富良野市の支払った損害賠償額は 20 万 9,040 円でございます。

スクールバスには、児童 3 名が乗車しており、3 名が病院で検査を受けましたが、異常はございませんでした。

また、相手側の乗用車には運転手 1 名が乗車していましたが、人身被害はなく、大事には至りませんでした。

今後とも、運転業務の安全管理の徹底を図るとともに、事故の再発防止に努めてまいります。

以上でございます。

訂正をさせていただきます。

先ほどですね、市道山部基線 27 線道路と言わなければならぬところを、市道山部基線 27 号道路と申し上げました。訂正させていただきます。

もう一度、訂正させていただきます。

先ほどですね、市道南陽 26 号道路と申し上げましたが、市道南陽 26 線道路でございます。

それともう 1 か所、市道山部基線 27 号通と、どう、27 号道路と申し上げましたが、市道 20...、市道山部基線 27 線道路で...、がに訂正させていただきます。

議長（北猛俊君） 本件について御発言ございませんか。

1 番佐々木優君。

1 番（佐々木優君） いまの説明の中で、市所有のスクールバスというふうにおっしゃったと思うんですけども、違うというふうにお聞きしておりますので、確認お願いいたします。

議長（北猛俊君） 御答弁願います。

教育委員会教育部長杉浦重信君。

教育委員会教育部長（杉浦重信君） 市が所有しているマイクロバスでございまして、スクールバスとしてですね、旧生涯学習センターにございまして、いま、管財の所管になってございますけども、そのバスでございませぬ。

以上でございます。

議長（北猛俊君） よろしいですか。

1 番佐々木優君。

1 番（佐々木優君） スクールバスではないということですよ。確認します。

議長（北猛俊君） 御答弁願います。

教育委員会教育部長杉浦重信君。

教育委員会教育部長（杉浦重信君） 先ほども申し上げましたように、スクールバスとしてですね、本年度を購入しているバスは 7 月の 15 日ですね、納車になってございます。

で、このバスは、市のスクールバスが購入する間ですね、に、スクールバスとして代行していた生涯...、旧生涯学習センターのバスでございませぬ。

以上でございます。

議長（北猛俊君） よろしいですか。

（「了解」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） そのほか、質疑ございませんか。

9 番穴戸義美君。

9 番（穴戸義美君） 総損害...、相手に支払いをいたしました総損害額が 20 万 9,040 円というふうな説明がありましたけども、この内容について、もう少し具体的に説明をいただきたいと思っております。

なお、3 名の学童が乗ってございましたけれども、診察の結果、障がいがなかったというふうなことで、物損事故にしてあるんだというふうに説明があったと思っておりますが、病院にかかったときの処置に...、違う、処理というか結末等はどのようになったのか。それもあわせて説明を願いたいと思っております。

議長（北猛俊君） 御答弁願います。

総務部長細川一美君。

総務部長（細川一美君） 市が損害賠償といたしました 20 万 9,060...、20 万 9,040 円につきましては、今回の損害額の相手側の分につきましては、車両形式が平成 20 年車...、10 年車ということで、10 年以内ということから、中古車の基準価格によりまして、車両価格を算定をさせていただきます。

車両価格として、しましては、510 万円ということで、これに対しまして 10%を相手側の損害額ということで、51 万円が車両分としての損害額でございます。それに、相手側の車をレッカー代、レッカー車を使用してございまして、レッカー車代として 1 万 2,600 円、あわせて 52 万 2,600 円ということで、これに対しまして市の損害割合が 4 割ということで、20 万 9,040 円につきましては、今回の損害賠償額として、示談をしたところでございませぬ。

以上でございます。

議長（北猛俊君） 児童の関係は...

続いて御答弁願います。

教育委員会教育部長杉浦重信君。

教育委員会教育部長（杉浦重信君） 先ほど申し上げましたように、事故があった時点ではですね、3 名の児童が車に乗ってございました。そのうち 1 名がですね、右腕にかすり傷を負ったということでございませぬ。

あとの 2 名についてもですね、念のためといいますが、確認のためということで、それぞれ病院の方行きましてですね、診察を受けております。

それで頭の方、さらには腕等をですね、レントゲン等ですね、で、診察を受けているところでございませぬ。

以上でございます。

（「それをどうしたって聞いている。」と呼ぶ者あり）

教育委員会教育部長（杉浦重信君） 今回のケースはですね、基本的には双方が過失があるということでございませぬので、児童が乗車してございました市の車両の自賠償保険で対応したということでございまして、直接医療機関に払いが...、支払いが終わっているという状況でございませぬ。

議長（北猛俊君） 暫時休憩いたします。

午前 10 時 13 分 休憩

午前 10 時 15 分 開議

議長（北猛俊君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前の御答弁に追加答弁を願います。

教育委員会教育部長杉浦重信君。

教育委員会教育部長（杉浦重信君） 穴戸議員の御質問にお答え申し上げたいと思います。

事故の後の対応ということで、子供たちへの対応ということで、ちょっと説明不足がございましたので、追加説明をさせていただきたいと思います。

事故がありまして、学校、さらには病院の方にも連絡しまして、保護者と同伴ですね、病院の方に診察、受診をしたということでございます。

それで、先ほど申し上げましたように、レントゲン、あるいは頭の方のスキャンですか、を撮ってですね、問題がないということで、次の日も受診をしましてですね、確認をさせていただいて、保護者の...、とのお話し合いもしっかり対応させていただいて、おわびを申し上げてですね、その後児童には異常はないということでございます。

以上でございます。

議長（北猛俊君） よろしいですか。

9 番穴戸義美君。

9 番（穴戸義美君） 病院の検査の結果、人身事故がないというふうなことに、処理をしたということで、実際には3名の方が受診をすると。

その受診料については、当事者、4割でありますから、乙というふうな表現をさしてもらいますけれども、当事者、市のほうの自賠責を適用するんだというふうなことで、処置をしたというふうに受けとめをいたしております。

物損事故の処理をして自賠責を適用するってことについては、事故証明等の関係で人身事故の証明がなければ、自賠責が適用されないんだというふうに認識をいたしておりますが、その辺はどのように確認をしているのか一つお尋ねをいたします。

それと、専決処分は7月の18日に専決処分がなされてございますけれども、これは相手方と四分六というふうな過失割合で...、に決めておるといふふうなことでありますから、スムーズな示談が成立したというふうに思っておりますが、20万9,040円の支払いは、もう、そういったことで支払済みになったのかどうかお尋ねをいたします。

議長（北猛俊君） 御答弁願います。

総務部長細川一美君。

総務部長（細川一美君） 1点目の自動車損害賠償...、賠償保険の人身事故の適用の質問でございますけれども、この件につきましては、事故当時、事故におきましてですね、検査を受けて軽度なけが、二、三日程度の場合に

おきましては、自動車安全運転センターより交通事故証明で、物損事故を含めながら扱われるという形のもので、今回の場合につきましては、被害者保護救済の観点から、人身事故証明書入手不能理由書も添付しながら、自動車損害賠償保険の適用というふうになった形でございます。

あわせて、20万の相手側の損害賠償につきましては、20...、7月29日付で現在、支出命令を起こして支払いを予定をするという状況でございます。

以上でございます。

議長（北猛俊君） よろしいですか。

9 番穴戸義美君。

9 番（穴戸義美君） ちょっと支払った月日が7月の20...、9に支払いをしたと、これは20万9,040円払ったと、20万9,000円、この金額を払ったということ、手続...、ちょっとごめんなさいね。

私の方では、いまの部長の方の答弁からいうと20万9,040円は支払いを月末にしたんだというふうに受けとめたんですけど、違ったわけですか。その辺もう一回説明して下さい。

議長（北猛俊君） 御答弁願います。

総務部長細川一美君。

総務部長（細川一美君） 改めて答弁させていただきます。

被害額への20万9,040円については、7月18日に専決処分をいたしたところでございますけれども、支払いについては、7月29日付で支出伝票等をいま回付しているという状況でございます。

議長（北猛俊君） ほかに御発言ございませんか。

13 番東海林孝司君。

13 番（東海林孝司君） いまの自動車事故の損害賠償ということで、お聞きいたします。

物損事故ということありますんで、それは物損事故に対しての処理は理解するところではありますが、これは子供たちが乗っていたということがあります。

これは普通の物損事故というか、には一緒にされてはいけないというふうに私は思っております。で、いろいろお話し聞きましたけど、その後の対応、まずスクールバス...、すいません。学校の方で運営委員会を立ち上げておりまして、学校長が運営委員長になっております。

事故が起きてから、そのときの対応、その後の対応、どういうふうになさっているのかお聞きいたします。

これはですね、事故は事故として受けとめておりますが、繰り返しますけど、子供たちが乗っていたということで、普通の事故ではないという扱いというふうにしておりますので、お聞きいたします。

議長（北猛俊君） 御答弁願います。

教育委員会教育部長杉浦重信君。

教育委員会教育部長（杉浦重信君） 東海林議員の御

質問にお答えいたします。

今回の事故は本当にあってはならないということで、深く反省をしているところです。

子供たちに不安や恐怖心を与えてしまったこと、さらに保護者の皆さんに御心配をおかけしまったこと、おわびを申し上げたいと思います。

事故後です、学校及び運営委員会の対応ということでございますけれども、事故が発生後です、即...、山部小学校の方からです、スクールバスの利用者の保護者に連絡網により周知をさせていただきまして、山部地区のスクールバス運営委員会をですね開催をさせていただいて、安全運行の徹底、シートベルトの徹底、さらに危険箇所等です、交通状況の把握等に努めるということで、運営委員会の中でもですね、こん...、その辺を報告をさせていただき、また教育委員会としてもおわびを申し上げて今後のですね、安全な運行に努めてまいりたいと、かように思っています。

以上でございます。

議長（北猛俊君） よろしいですか。

13 番東海林孝司君。

13 番（東海林孝司君） はい、私も当時、事故が起きたときにお聞きしまして、いろいろ保護者の方なりのお話を聞かしていただきまして、その後の対応としても、いろいろ、学校なり PTA の方にも苦情がいったというふうに聞いております。

その後の、ちょっと、この辺は確認はしていないですけど、PTA の方のお話によりますと、交差点なり、危険な箇所にはスクールバスが通りますという看板を立てるとかというお話がございました。

そのことを、そういう設置ってどうか、看板を...、については、それはどこが主体となってやられてんでしょうか。

こういう事故ありましたら、必ず二度と起きないようにというふうにお話をされますが、毎回のよう、2度3度と、出ております。

そういった意識の問題も関係するのかなと思っておりますが、また、ちょっと話ずれて申し訳ないですけど、そういった本当これ長く運営されていくと思っております、そういった対応はどうなっているのかお聞きいたします。

議長（北猛俊君） 御答弁願います。

教育委員会教育部長杉浦重信君。

教育委員会教育部長（杉浦重信君） 東海林議員の再質問にお答え申し上げます。

今後の事故、起きないような対策ということで、でございますけれども、また運営...、学校の方に苦情が寄せられたというお話でございましたけれども、まず苦情の関係についてでございますけれども、学校の方からですね、保護者にその事故が起こった5時、24日の5時でございま

すけれども、連絡網を通じて保護者にまず事故があったということ、そして、子供たちには大きな人身はなかったということ、さらに、あしたのバスは通常どおり運行しますよという、この3点をですね、この流したんですけれども、連絡網でつながっていったときに末端まで、こう正確に伝わらなかったという、そういったこと、話もお伺いしております。

そんな中で、運営委員会の中でもですね、そういった連絡のあり方について、これから改善していこうというお話がございました。

それとスクールバスの看板の設置についてもですね、これもいま運営委員会、さらに PTA の方です、設置に向けて取り組むということが、方向で、いま取り組んでいるというところでございます。

さらに運営委員会におきましてはですね、まず1点目としまして、スクールバスの運行ルート上の危険箇所の再点検ということで、保護者や地域の皆さんからですね、情報提供をいただきながら、さらにですね、一層の交通、安全な運転に努めてまいりたいということで、交差点ではですね、徐行、左右確認の励行ということで徹底を図ってまいりたいとこのように思っております。

2点目には先ほど申しましたように、緊急危険回避ので急ブレーキだとか、万が一の、この不測の事態に備えてですね、シートベルトの着用を徹底をするということで、事故後はですね、子供たちすべて、いまシートベルトを着用しているということで、保護者の皆さんから安全運行の徹底だとか、さらに子供たちの見守り、乗車のマナーの徹底等ですね、御意見をいただきましたので、今後ともスクールバスの運行についてですね、御協力、御理解をこれらの皆様方にもいただきまして、取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

議長（北猛俊君） よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） そのほか御発言ございませんか。

15 番菊地敏紀君。

15 番（菊地敏紀君） いま、いろいろ事故のことについては、いろいろお話しを聞かしていただきまして、別に問題ってどうか、感じるころはございませんが、ただ、いま、東海林孝司議員が、いろいろと御質問した中において、PTA だとか、地域だとか、乗る人のためのモラルってどうか、安全を図ることを徹底しているというんですけども、これだけ大きな行政になると、必ず安全運転管理者だか、運行管理者がいますよね。

車を扱う人のための、そういう講習だとか、そういうものはどのような形、一番大事なことは、周りに気をつけれというよりも、車を運行する人方を、どうやってやっぱり行政が主導、いくせ...、指導していくかというこ

とが大事でないかなという感じます。

特に今回のこのスクールバスの件につきましてはですね、これからはやはりあの学校の再編だとか、いろいろなことが絡んできますと、やはりスクールバスの運行というのは、大きな問題になってくると思います。

その中にかかわる、やはり人たちがどのような気持ちで車を運転させるのかということが行政として、ぴしっと、どのような指導をしてるのかをお聞かせを願いたいと思います。

議長（北猛俊君） 御答弁願います。

総務部長細川一美君。

総務部長（細川一美君） 菊地議員の御質問にお答えいたします。

今回の自動車事故を含めまして、職員の交通安全意識というものの重要性については、強く受けとめてるところでございます。

そういった中で私ども、それぞれの職場におきまして、所属する部長と車両を扱ってる部長につきましては、自動車運転管理者という形の中で、それぞれの講習等を受けてございます。

そういう中におきまして、職員等におきまして...、つきましても、安全運転管理者から、さらには庁議を含め、また道内における交通事故の状況等をサイボウズ等に掲載するなど、安全運転の意識高揚に...、を図るという形で職員に徹底をしてるような状況でございます。

以上でございます。

議長（北猛俊君） よろしいですか。

15 番菊地敏紀君。

15 番（菊地敏紀君） やらうとしてることは、よくわかります。

ところがですね、そういうものを、例えばですよ、1カ月に1回やってますだとか、これはこうやってますという、その定期的なものが何かあるんですか。

議長（北猛俊君） 御答弁願います。

総務部長細川一美君。

総務部長（細川一美君） 再質問にお答えいたします。

職員への意識、講習等の定期的なものがあるのかという御質問かと思います。

これにつきましては、その6月の安全運転管理者の講習等を経た段階で職員に周知すること、あとは事故等が発生をする。した場合等において、庁議等で、そういった中で職員への周知、または春の...、あ、秋、こういった交通安全運動期間中に、職員への文書による周知。こういったことを中心として行ってるという内容でございます。

議長（北猛俊君） よろしいですか。

そのほか御発言ございませんか。

7 番横山久仁雄君。

7 番（横山久仁雄君） 大変申し訳ないんですが、理解不足であればですね、修正をしていただきたいんです。

僕もよく、よくわからない部分があるんで、改めてお伺いをしたいんですが、一つは損害賠償の関係ですが、損害賠償っていうか、物損事故っていうか、車と車の接触事故ですので、先ほどの、あの説明を聞いてるとね、Aの車とBの車、相手側と市の車と、これが接触をして、市の方が4割の補償を、補償っていうか、4割過失っていうことですね、過失割合が4割と相手6割と、こういうことですね。

そして先ほどの話聞いてると、相手の車のもちろんあれですね、事故によるダメージがあるわけですね、こっちも事故によるダメージがあって、それを合算したやつで4割とか6割っていう話なんですか。

そうじゃなくて、市の方も、バスの元に戻す、復するために要する費用の4割が市が負担をして、6割は相手方の補償、補償っていうか、それは保険で補償するか、どうするか別にしても、どちらであろうと相手方が補償しなければいけないと、こちらは4割を補償するということですね。

そのところがちょっと僕はわからないので、もう一回それも説明をいただきたいということと、医療費の関係ですけれども、軽微なものについては云々という話なんですけど、ちょっと意味が理解できなかったんですが、軽微なものは損害...、車両保険で扱うということ、車両保険っていうか、ああそうですね。

物損の、事故の方で扱うということなんですか。それとも、自賠責で請求できるってことなんですか。

自賠責で請求できるんだとすれば、先ほど戸戸議員が言ったように警察からの事故証明っていうのが必要になってくるかなというふうに思うんですが、そしたら、そのことが診察の結果、何も異常はなかったということではあったとしても、あくまでも、それは人身の扱いにならないのかなというふうに思うんですが、その辺のところは、もう一回、ちょっと僕さっき理解できなかったんで、もし僕の理解不足だったら申しわけないんですが、もう一度お願いしたいと思います。

議長（北猛俊君） 御答弁願います。

総務部長細川一美君。

総務部長（細川一美君） 1点目の相手方、あるいは富良野市側の過失の部分の御質問かと思います。

今回、私どもの損害賠償額20万9,040円というのは、自治法に基づきまして損害賠償をこうむった相手方に対する損害賠償の専決を行わせていただいたという中身でございます。これにつきましては、相手側車両に対して60万8,100円の損害を与えてましたと、これに対して市側が40%の過失割合で、20万9,040円を損害額として相手に払うという部分でありまして、失礼しました。



訂正いたします。

相手側の部分につきましては、車両分として51万の車両分の相手側の損害額とレンタカーの1万2,600円を加えた52万2,600円に対して、富良野市が持つべき4割相当の分について、今回の20万9,040円として、相手側に損害賠償をするものという内容であります。

もう一点、相手側の部分につきましては、あ、ちょっと...

議長(北猛俊君) 答弁調整のため暫時休憩いたします。

午前10時35分 休憩

午前10時44分 開議

議長(北猛俊君) 休憩前に引き続き会議を開きます。休憩前の横山...、横山久仁雄君の質問に改めて御答弁を願います。

総務部長細川一美君。

総務部長(細川一美君) 再質問にお答えいたします。

今回の市の車の損害額につきましては、車両時価額58万5,000円とレッカー代金2万3,100円ということで、計60万8,100円。これに対して、相手の損害割合が6割ということで、相手側の損害賠償額は36万4,860円ということであります。

また、富良野市が今回賠償いたします、相手側に対しましては、相手側の車両の相当額51万とレッカー代金1万2,600円を加えまして、これの52万2,600円に対します過失割合、富良野市4割相当ということで、20万9,040円の損害を賠償するところでございます。

もう1点でございますけども、自動車損害賠償事故保険の取り扱いでございます。今回の部分につきましては物損事故の扱いということでございます。

事件、事故等におきまして、軽度のけが等、あるいは二、三日で通院をする場合、こういった場合においては、軽傷という形で人身事故扱いをせずですね、物損事故として取り扱われるということで、これに対して人身事故証明書入手不能理由書、こういったものを添付しますと、自動車損害賠償保険が適用されるという中で進んだということで内容であります。

以上でございます。

議長(北猛俊君) よろしいですか。

そのほか御発言ございませんか。

8番岡本俊君。

8番(岡本俊君) えーとですね、子供たちですね、病院に行って、次の日親と相談して、協議したというのが、そういう話があったんです。

で、交通事故って結構ある日突然、こう症状が出てくるとか、軽いと思ったんですけど、1カ月ぐらいたっ

て、こう、そういう事故が因果関係って認められるような症状が出てくるとか、子供たちですから、どうしても心のケアとか、そういうことがあるというふうに思うんですね。

教育委員会とですね、父母との、その、その事故にかかわる部分でのこの何ていうんですか、示談書みたいな、示談書っていうのか、そういうことも含めて交わっておられるのかですね、次の日行ったからなんともない。お医者さんも行ったからなんともないっていうことで終わろうとしてるのかですね、その辺のことがどうなってるのかということなんです。

これは今回の物損事故という部分では直接かかわりはないけれど、でも、教育委員会として、やはり子供を乗せているという部分では責任があるのではないかというふうに思って、質問さしてもらってます。

同時にですね、一つ言いたいのは、これは言いたいんです。私は、非常にですね、何ていうんですか、事故だから事故にかかわる部分を報告せよっていうふうな雰囲気なんですよ。

でも、そこには子供たちがいて、教育委員会はですね、教えて育て...、育てなきゃならないという組織ならばですね、我々議員が質問する前にですね、こうこう、こういふふうに対応しました。今後こういふふうにPTAとこういふふうに協議しましたとか、もっとこれ全体ですね、このことに関する、事故に関するですね、報告をする義務があると思うんですよ。

事故がなくて、今までのとおり、幸い人身に至らず云々、今後注意しますで終わる、そうってしてるんですか。そういう僕ね、体質はいけないと思うんですよ。

もっと子供たちがいて、教育委員会という、子供たちの命をあずかっているという組織のですね、危機管理っていうのかな、そういうの全然こう感じないんですよ。

ただ、事故で報告して専決で終わりました。私はですね、非常にこう不愉快なんですよ。そういうこん...、この件に関する説明は、言われなきゃ言わない。あらかじめそういうことはちゃんと言うべきですよ。

非常に私はですね、その点に怒りを感じているんです。

1点目だけの質問お願います。

議長(北猛俊君) 御答弁願います。

教育委員会教育部長杉浦重信君。

教育委員会教育部長(杉浦重信君) 岡本議員の病院行った後ですね、その後の症状とかですね、そういったものが出た場合の対応というお話だと思います。

3名のお子さん。1名の方、すり傷ということで、ほかの方、ほかの2名の方については別段、外傷はございませんでしたけども、ぶつかった衝撃にですね、頭を打っている可能性もあります。

そういったこととして、頭を打ったという証言もござ

いましたので、医療機関ですね、頭の検査等もさしていただきまして、また次の日も検査をしていただくと、そして職員もですね、訪問させていただいてですね、その状況を...、も把握をさせていただいてですね、保護者との話し合いもさせていただいてですね、現状、問題なかったという状況でございました。

さらに毎日ですね、運転手がこのお子さんを見ておりますので、そういった状況にも1週間ぐらいずっと観察をしておりましてけれども、大きな変化はないと、また保護者とも何度か足を運ばさせていただいてですね、おわびとさらに状況等もですね、把握をさせていただいております。

そういうことで、保護者の方とはですね、そういった形で御理解を賜っているという状況でございます。

また、心のケアの問題も御指摘がございましたけれども、ああいった事故に直面したということで、バス怖いというようなこともあったようにも聞いておりますけれども、その後はですね、元気にいま登校しているということで、本当に子供たちに恐怖心、不安感を与えてしまったこと、そしてまた保護者の皆さんに本当に御心配をおかけしましたこと、本当に教育委員会として保護者の皆さん、そしてまたバスの利用している保護者の皆さんにおわびを申し上げたところでございます。

以上でございます。

議長(北猛俊君) 追加答弁...、追加答弁を願います。

教育委員会教育長宇佐見正光君。

教育委員会教育長(宇佐見正光君) 岡本議員の御質問に追加答弁させていただきたいと存じます。

今回、本当にあってはならない事故がございまして、教育委員会の責任者として、本当に深く反省をし、おわびをしたいと思っております。

私どもも常に全ては子供たちのために、これを合言葉にしながら教育行政に愛と総意をもって取り組みをさせていただいてございました。

このことに対しましても、本当に、今回の事故に対し、保護者の皆さん方、あるいは子供さん方にも恐怖心、あるいは御迷惑をおかけしたということで、おわびをしたいと思っております。

私ども、この事故がありまして、先ほど部長の方から御答弁もさせていただいてございますけれども、脳検査もさせていただいてございます。

あわせて、事故後もですね、校長先生、担当課長も乗車をいたしましてしっかり子供たちを見守りをさせていただいて、マナーの徹底をさせていただき、そしてあわせて、シートベルトの着用をしっかりとしながら発車をさせていただき、そして、この後もですね、先生方に対する、また子供たちに対するケアでもですね、進めながら取り組みをさせていただいておりますし、その内容につ

きましては、スクールバスの運営委員会の中でも御報告をさせていただきながら、皆さん方の御理解をいただけてきたという状況でございます。

今後におきましても、この危機管理の徹底を図りながらですね、運転業務の安全確認をしながら、そして交通事故は絶対起こさないと緊張感、あるいは慎重な運転業務に進めていきたいとこんなふうに思っておりますので、一つ御理解のほどよろしくをお願いをしたいと思います。

以上でございます。

議長(北猛俊君) よろしいですか。

(「了解」と呼ぶ者あり)

議長(北猛俊君) そのほか御発言ございませんか。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(北猛俊君) ないようですので、本件は、地方自治法第180条第2項の規定に基づく報告であります。

以上で、本報告を終わります。

#### 日程第4

##### 議案第1号 平成20年度富良野市一般会計補正予算(第3号)

議長(北猛俊君) 日程第4、議案第1号、平成20年度富良野市一般会計補正予算を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

副市長石井隆君。

副市長(石井隆君) -登壇-

議案第1号、平成20年度富良野市一般会計補正予算について御説明申し上げます。

このたび提案いたしました富良野市一般会計補正予算第3号は、歳入歳出それぞれ474万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を106億3,581万円にしようとするものでございます。

以下、その概要について歳出から御説明申し上げます。10、11ページでございます。

二款、総務費は、本年9月1日に設立が予定される富良野広域連合の運営に係る富良野広域連合負担金、広域連合設立の準備に係る富良野広域連合準備委員会負担金、及び中古小型バスの車両購入費で、468万1,000円の追加でございます。

十款、教育費は、スポーツ振興基金による全国小学生学年別柔道大会派遣費補助金で、6万円の追加でございます。

次に、歳入について御説明申し上げます。

戻りまして、8、9ページでございます。

十九款、繰入金は、全国小学生学年別柔道大会派遣費補助金に充てるスポーツ振興基金繰入金で、6万円の追加でございます。

二十款、繰越金は前年度からの繰越金で、322万8,000円の追加でございます。

二十一款、諸収入は、自動車損害共済災害共済金で、145万3,000円の追加でございます。

以上、平成20年度富良野市一般会計補正予算について御説明申し上げましたが、よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

議長（北猛俊君） これより本件の質疑を行います。質疑は本件全体について行います。

質疑ございませんか。

13番東海林孝司君。

13番（東海林孝司君） 10、11ページ、公用車管理費の100番でありますけど、車両購入費となっておりますが、これの購入に当たっての経緯とその目的をお知らせください。

議長（北猛俊君） 御答弁願います。

総務部長細川一美君。

総務部長（細川一美君） 東海林議員の御質問にお答えいたします。

公用車運転管理経費の車両購入でございますけども、今回のバス車両購入につきましては、事故車両となりました小型バスが、平成9年式ということから、また走行距離が22万キロということで、平成19年度には約1万3,000キロを走行しているという内容でございます。

そういった中で、修繕費用につきまして222万程度を要するというので、私ども修繕費用に見合った中古車両等を市内の販売店等、そういった中で照会をした結果におきまして、平成13年式で走行距離が13万3,000キロということと、車両価格等も226万3,000円程度の車両等があるということから、事故車両からみまして年式あるいは走行距離からも、年式も新しいこと、また走行距離も少ないと、こういったことも含め、またさらには今後の維持管理費、こういったことを考慮した結果、車両修繕を行わずにして中古車両を購入をするという考え方で、今回予算計上をさせていただいたところでございます。

また、車両を購入する目的といえますか、この車両につきましては、財政課の方で所管をしております小型マイクロバスとして、それぞれで児童生徒等を含め、あるいは生涯学習センター等の行事、こういった学校教育、社会教育面で多岐にわたって使用頻度が多いということで、昨年1年間の中では、131件の120日程度の利用状況にあるということで、非常にこれらの利用性を考えた中において、市民の利用にこたえるべき活用をしていく必要性があるということから、中古車両の購入という予算を計上させていただいたところでございます。

以上でございます。

議長（北猛俊君） よろしいですか。

13番東海林孝司君。

13番（東海林孝司君） いまの御説明で購入の目的なりはわかりましたが、いま原油高云々、物価も上がっているという流れの中、行財政改革を進める上で、こういった小型バス。本当に活用は必要というのはわかりましたけど、ほかの小型バスも含め、利用をしながらやりくりはできないのかなと思いますけど、そういった面で、幾らかでも経費を節減の、経費の節減に向けて図るべきかと思っておりますが、いかがでしょうか。

議長（北猛俊君） 御答弁願います。

総務部長細川一美君。

総務部長（細川一美君） 東海林議員の再質問にお答えいたします。

中古バス購入等合わせながら、経費の節減ということを含めての御質問かと思えます。

先ほども御答弁させていただきましたように、多方面にわたります学校教育、社会教育で使用頻度が高いということ踏まえた中で、今回中古車両を購入していきたいという考え方でございます。

やはり燃料高騰、こういったこと等含めまして、市の中に所有してございますマイクロバス等が現存してございます。

こういったかつ、活用も連動をとりながらですね、経費の節減等を図っていきたくかとうに思っております。ただ、そういった中でありますけども、先ほど申しましたような、現在こういった使用状況を勘案しながらですね、中古車両を購入させていただきたいという考え方であります。

議長（北猛俊君） よろしいですか。

（「了解」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） そのほか質疑ございませんか。

5番千葉健一君。

5番（千葉健一君） 8、9ページの諸収入、二十一款諸収入。

5項の雑入の145万3,000円、もう少し御説明をいただきたいと思えます。

議長（北猛俊君） 御答弁願います。

総務部長細川一美君。

総務部長（細川一美君） 千葉議員の御質問に答えいたします。

自動車損害共済、災害共済の145万3,000円でありませうけども、一つには相手側からの損害賠償金として、20万9,040円。また、市有車分のレッカー代の保険金として9,240円。それから、3点目には、富良野市へ相手...、相手側からの賠償金ということで、36万4,860円。

さらに、富良野市の損害賠償保険の市有物件共済会から補てんされる分の保険金として86万9,000円。

あわせまして145万3,000円の収入として雑入として

見込んでるところでございます。

以上でございます。

議長（北猛俊君） よろしいですか。

5 番千葉健一君。

5 番（千葉健一君） いまの金...、20 万 9000...、40 円というのが、自賠責共済から入った...、共済...、保険会社から入った金額ということで御理解をしい、いいいのでしょうか。

それと、86 万、何がしっていう金額ってというのは、車両全損の車両の部分なのか、その辺をもう一度詳しくお願いいたします。

議長（北猛俊君） 御答弁願います。

総務部長細川一美君。

総務部長（細川一美君） 再質問にお答えいたします。

1 点目の 20 万 9,040 円につきましては、相手側からの賠償、損害賠償金を相手側から富良野市に入る分という中身であります。

市有物件共済会から富良野市入る分であります。大変失礼いたしました。

それを基にしまして、相手に損害賠償するという中身であります。

それから、もう一つが...、ちょっと、申し訳ありません。

議長（北猛俊君） 暫時休憩いたします。

午前 11 時 03 分 休憩

午前 11 時 04 分 開議

議長（北猛俊君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩前の千葉健一議員の質問に御答弁願います。

財政課長清水康博君。

財政課長（清水康博君） 千葉議員の御説明...、御質問にお答えいたします。

20...、145 万 3,000 円のうち、20 万 9,040 円につきましては、市が相手側に賠償する金額といたしまして、市有物件共済会の方から一たん市に財源が入ります。それをもとに相手に賠償する金額ということになっております。

それから、市の所有車のレッカー代金、2 万 3,100 円がございますけれども、このうちの過失割合、4 割が市の過失割合になりますので、この 4 割相当分、9,240 円が市有物件共済会の方から市の方に入金になります。

それから、36 万 4,860 円。これにつきましては、相手側が市の車両に対する賠償金ということで、相手側の保険会社から市の方に入ってくるお金でございます。

それから、86 万 9,000 円でございますけれども、これにつきましては、市の車両保険の中からですね、相手側の保険で賠償される分を差し引きいたしまして、市の車両

分ということで入ってくる分でございます。

あわせまして、端数整理をかけまして、145 万 3,000 円が市の収入となるところでございます。

議長（北猛俊君） よろしいですか。

5 番千葉健一君。

5 番（千葉健一君） 相手側に対するその過失割合の 40、60 っていうのはわかったんですが、市が所有してたバスに対する、その 40、60 っていう過失の割合の、っていうのは、どういうふうな形になるのでしょうか。

議長（北猛俊君） 御答弁願います。

財政課長清水康博君。

財政課長（清水康博君） 質問にお答えいたします。

事故の状況から判断いたしまして、道路の幅が同じ、それから状況も大体同じということで、本来、5 対 5 の過失割合で精算、損害割合が決定されるところでありますけれども、左方優先の原則っていうのがございまして、相手側の方に、その注意義務があったということで、その分を勘案いたしまして 6 対 4 の過失割合というふうになっております。

以上です。

議長（北猛俊君） 暫時休憩いたします。

午前 11 時 07 分 休憩

午前 11 時 07 分 開議

議長（北猛俊君） 休憩前に引き続き開議を開きます。

休憩前の答弁に追加答弁を願います。

財政課長清水康博君。

財政課長（清水康博君） 失礼いたしました。追加答弁させていただきます。

市の損害額が 58 万 5,000 円でございます。それに市の、市車のレッカー代金、2 万 3,100 円を加えた金額が、60 万 8,100 円、これが市の損害額というふうになっております。

この分に対しましてで 6 割相当額が相手の損...、過失割合になりますので、その分の 6 割を掛けまして、36 万 4,860 円の...、が相手の保険会社から富良野市の方に入金になるということでございます。

議長（北猛俊君） そのほか質疑ございませんか。

15 番菊地敏紀君。

15 番（菊地敏紀君） ちょっとお伺いいたします。

説明の中ではですね、平成 9 年車で、直すよりも買ったほうが安くなるという説明でございましたけど、これいまま聞きますと、うちの修理費が 58 万 6,000 円で終わるということは、220 万で買うほうがずっと安いんじゃないんですか。

これは廃車処理したの、したら、廃車にしたことは、どういう形で廃車にできるんですか。例えば廃車にして、

200...、車両価格何ぼでこれ、うちの車は、車両価格幾らで契約したんですか。

議長（北猛俊君） ここで10分間休憩いたします。

午前11時09分 休憩

午前11時18分 開議

議長（北猛俊君） 休憩前に引き続き会議を開きます。休憩前の菊地敏紀君の質問に御答弁願います。

財政課長清水康博君。

財政課長（清水康博君） 菊地議員の御質問に御答弁させていただきます。

市の車両の破損いたしました車両の修繕費につきましては、222万円程度ということになっております。概算で222万ということになっております。

自動車の損害賠償保険の方から補てんされます分につきましては、市の現、現時点での時価額というふうになっておりますので、これが58万5,000円ということになります。

そういうことから考えますと、修繕費の方が補てんされる金額よりも大きいということで、それ、222万と補てんの分の58万5,000円。大きな差があるということで修繕費、修繕費の方が高く、高価なものになるということが考えられます。

以上です。

議長（北猛俊君） 15番菊地敏紀君。

15番（菊地敏紀君） 時価額というのは、車の時価、時価額とさ、車両保険の価格とは違うでしょ。

車両保険は、こちらが例えば、去年500万で入ったら、1年間の間に向こうが下がる分は30万なり40万下がってっけども、その時価額っていうのは、これ何の、が基礎なの、基礎ですか。10...、車の耐用年数からいって、その残存価がいま58万6,000円だということですか。10年すぎて、過ぎたからと。

それともう一方は、車両保険で入ってる価格が幾らだったんですか。

二つ、お願いいたします。

議長（北猛俊君） 御答弁願います。

財政課長清水康博君。

財政課長（清水康博君） 御答弁いたします。

車両の時価が...、時価額58万5,000円につきましては、市の車両が10年を超えているため、新車価格の10%でい...、10%相当額を適用するという事で査定されております。これが58万5,000円でございます。

それから、市が入っております車両保険でありますけども、これにつきましては、122万円を上限として車両保険を、に加入させていただいております。

以上でございます。

議長（北猛俊君） よろしいですか。

15番菊地敏紀君。

15番（菊地敏紀君） それでは、122万円の車両保険入っていて、それでいま、この事故で、車両保険からは幾ら、こちらに入ってくるんですか。車両保険から、84万何ぼが車両保険ということですか。

議長（北猛俊君） 御答弁願います。

財政課長清水康博君。

財政課長（清水康博君） 御答弁申し上げます。

車両保険から補てんされる額につきましては、先ほどお話ししました車両保険での車両に係る上限額122万円と、レッカー代金2万3,100円。

それから、相手側の賠償保険額36万4,860円を差し引きまして、それからですね、市のレッカー分の2万3,100円の、市の損害割合、これ4割ございますので、この分が9,240円ございます。

それを差し引きいたしまして、86万9,000円が車両保険から補てんされる額となっております。

以上でございます。

議長（北猛俊君） そのほか質疑ございませんか。

6番今利一君。

6番（今利一君） それでは1点お伺いしたいというふうに思います。

ページでいきますと10ページ、11ページの十款の教育費の中で、既に説明資料の中にもものっか、載っているわけなんですけども、大変喜ばしいことだというふうに考えております。

この補助金でありますけども、いわゆる補正として6万円組んでいるわけなんですけども、どんな規定に基づいてですね、これは支出されるのか、その補助金の内容についてお伺いしたいと思います。

議長（北猛俊君） 御答弁願います。

教育委員会教育部長杉浦重信君。

教育委員会教育部長（杉浦重信君） 今議員の御質問にお答えいたします。

この派遣の補助金の基準ということでございますけども、これにつきましては、富良野市の柔道連盟の柔道少年団に所属しております扇山小学校の5年生の女子が全国大会に出場するという事でございます。

それで、全国大会の派遣ということで、補助の申請がございまして、派遣するものでございますけども、これ富良野市スポーツ振興基金補助事業要綱がございまして、その基準に基づいて選手、コーチの交通費、宿泊費の派遣費を補助するものでございまして、原則として、1万円から30万円を限度として予算の範囲内で支出をする、補助対象経費の2分の1以内ということでございます。そういうことで6万円。

総体費用が15万円でございますけども、そのうちの6

万円を補助するというものでございます。

以上でございます。

議長（北猛俊君） よろしいですか。

6 番今利一君。

6 番（今利一君） 総体金額が 15 万円ということですが、それでは、こういう突然、こう行くようになったということになれば、そのときの旅費、そういった、いわゆる交通費ありますよね、そういったものが変わることによって、それは変化してくるというふうにとらえてよろしいんですか。

議長（北猛俊君） 御答弁願います。

教育委員会教育部長杉浦重信君。

教育委員会教育部長（杉浦重信君） 派遣費の関係でございますけども、これは申請者の方から申し出がありましたですね、旅費の概算旅費がでございます。

その部分、そういうことで、40%を補助すると、15 万円が概算の、でいま要請されている分で、そのうちの 40%を補助すると内容でございます。

以上でございます。

議長（北猛俊君） 暫時休憩いたします。

午前 11 時 25 分 休憩

午前 11 時 26 分 開議

議長（北猛俊君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩前の答弁に追加答弁願います。

教育委員会教育部長杉浦重信君。

教育委員会教育部長（杉浦重信君） 今議員の説明不足の分がありましたので、追加答弁させていただきます。

航空運賃だとか、JR 料金、あるいは宿泊料金、この精算に対しての 4 割ということでございますので、よろしくをお願いします。

議長（北猛俊君） よろしいですか。

6 番今利一君。

6 番（今利一君） 先ほど 1 万円から 30 万円まで変動するというふうに、それは、それが上限 5 割というふうなことでおっしゃいましたけども、御答弁いただきましたけども、いわゆる 4 割となったですね、40%となった根拠っていうのは、それはどういう理由なんでしょうか。

議長（北猛俊君） 御答弁願います。

教育委員会教育部長杉浦重信君。

教育委員会教育部長（杉浦重信君） 平成 17 年度からですね、市の補助 10%カットということで、市の補助金については 40%ということで、いま同様に取扱いさせていただいたところでございます。

以上でございます。

議長（北猛俊君） よろしいですか。

（「了解」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） そのほか質疑ございますか。

7 番横山久仁雄君。

7 番（横山久仁雄君） あのね 10%カット、それは理由にならない理由じゃないかと、上限額、先ほど部長言われたのは、1 万円から 30 万円までの範囲で、かつ、旅費、宿泊料、航空含めてですね、旅費、宿泊料の 5 割以内と、で、かつ予算の範囲以内と、こういうことでした。

で、予算の範囲が超えちゃったのかね、あるいは、その 1 万から 30 万円にくれるのか。あるいは 5 割の分が削られる理由ってのは何かあったら、職員の 10%削った、そんなものは理由にも何にもならないですよ。

ですから、そこどころがなぜ 5 割なら、上限 5 割だったんでしょ。なぜ 5 割にならなかったのかっていうことですよ。なぜ 10 割、10%値切ったのっていうことなんです。どこで値切る根拠があったんですかっていうことですよ。予算がないっちゃうのなら別ですよ。

先ほどいわれたように予算の範囲内ですから、予算が足りなかったと、したがって 10%我慢していただきましたっていうんらわかるんですが、そこんところがないまま、ただ職員も賃金削ったから、あるいは補助金のね、要綱が云々って、じゃ 30 ば...、上限 5 割っていうのは、そうゆうやつは、もう上限 5 割っていうのがなくなって、上限 4 割なんですか。そこんところですよ。

そういうふうに規定が変わった、あるいは運用が変わったっていうんだったら、そのように説明してもらわないと、これ議事録に残ることだから、ずうーっと。言葉尻の問題じゃないんですよ。

ですから、そこんところを説明していただきたいということですよ。

議長（北猛俊君） 御答弁願います。

教育委員会教育部長杉浦重信君。

教育委員会教育部長（杉浦重信君） 横山議員の御質問にお答えいたします。

50 パーから 40 パーということで、先ほど申し上げましたけども、補助対象経費の 2 分の 1 以内ということで、その限度額として、30 万ということが補助の基準としては定められているところでございます。

そういうことで、補助については市の、いま、補助金すべて 10%カットをですね、17 年度から、いろんな各種団体にもお願いをしていると、そういったこともございますので、これにつきましてですね、同様なとれ...、取扱いをさせていただいたと、ということでございます。

以上でございます。

議長（北猛俊君） よろしいですか。

7 番横山久仁雄君。

7 番（横山久仁雄君） それでは、これに限らずですね、先ほど言われたその補助金の 10%カットっていうの

は、ほかの補助金についても、例えば3分の2、3分の1を補助するというような規定も10%カットと、それから、2分の1補助するという場合も10%カットと、こういう理解でよろしいですか。

つまり、これは全部に波及する問題なんですよ、いま言っていることはね。

ですから、補助金の支給...、給付するときには、10%カットするようになったから、これも有無を言わず10%カットしたんですと、こういう説明で終わりということになると、先ほど言ったような問題が出てくるのではないのかなというふうに思うんです。

ですから、先ほど言いましたように、これは、ずーっと議事録に残ることですから、きちんとした答弁をいただきたいということです。

以上です。

議長（北猛俊君） 御答弁願います。

総務部長細川一美君。

総務部長（細川一美君） 横山議員の御質問にお答えいたします。

2分の1以内の補助から40%という部分での、部分で、全体の補助金等の部分で、そういった形の見直しという部分の御質問かと思えます。

この件につきましては、富良野市の行財政推進計画、こういった中で平成17年度より補助制度等の見直しということから、基本補助率2分の1の部分について10%相当部分についての見直しを図るということから、これらにあわせながら、他の補助事業、補助部分等についても見直しを図りながら、40%の補助をしているという状況にあるということで進めさせていただいている内容でございます。

すべてのこういった補助金等に係る分で、すべてではなくて原則としながら、こういった適用させていただいているという内容でございます。

議長（北猛俊君） よろしいですか。

7番横山久仁雄君。

7番（横山久仁雄君） いやだからね、だから、その原則そうしたということだと、原則そうだというのであればですね、これは、こういう事情によってその原則から原則にしたんですよと、これはこういう事情によって、従来どおり2分の1ですよってという説明がなきゃいけないですね、そこところなんですよ。

そこところがないと2分の1かつ...、のやつがなぜ、じゃあこれが原則で適用されたのか、されないのかということがね理解されないと、不満が残るんじゃないですかということなんです。

議長（北猛俊君） 御答弁願います。

総務部長細川一美君。

総務部長（細川一美君） 再質問にお答えいたします。

横山議員の部分での補助金、補助金制度等の見直しの部分で、原則という部分で御答弁をさせていただきましたけども、やはり、それぞれの補助事業における目的性、効果、こういったことも含めながら、勘案をしながら、原則としての部分での、2分の1あるいは40%という考え方で補助の部分については考えているところでございます。

以上でございます。

議長（北猛俊君） そのほか...、（「繰り返している。おんなじ答弁を2回されている。同じだったら...。」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） 暫時休憩いたします。

午前11時34分 休憩

午前11時45分 開議

議長（北猛俊君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩前の答弁に補足答弁を願います。

教育委員会教育部長杉浦重信君。

教育委員会教育部長（杉浦重信君） 先ほどの今議員の御質問ですね、御訂正をさせていただきたいと思えます。

柔道連盟の、との話し合いの中です、50パーから40%ということで、こちらの方から、この削減をしたというような意味にとられるような発言を申し上げましたけども、市の財政状況もですね柔道連盟の皆様にも御理解を賜りましてですね、40%で御了解を賜ったということでございます。

そういうことで、こちらから一方的っていうことではなくて、団体の方の申請額もこの額、6万円ということをお願いをされているところでございます。

以上でございます。

議長（北猛俊君） そのほか質疑ございませんか。

2番宮田均君。

2番（宮田均君） 歳出の一般管理費の250、富良野広域連合負担金の質問をさせていただきます。

まず、この予算の内容の中からですね、抜き出たですね、抜粋してですね質問させていただきますので、よろしくお願いたします。

まず第1に、議会費の方で、なんです、議員報酬のこの5千円の根拠、これをお聞きいたします。

2点目に印刷代。これは100ページ、大体この印刷代の中に紙代が入っているのか、下にも紙代出てき...、総務管理費の中に紙代が出てきてますけど、紙代が入っているのか。

それから、どうもですね、会議録、会議録の調査委託料の関係です、非常にですね、議員報酬よりですね、非常に大きな金額になっておりますが、こら辺の調整



ってというのはできなかったのかというようなことで。

それから、総務費の関係でですね、需用費の中で、公用車のガソリン代の中で、出張用のガソリンとあります。公用車ガソリン。

公用車、上富、中富、南富、占冠から来るんですけど、そのほかに、出張の公用車とございます。この公用車というのは、どこの公用車なのか。保険は、どこに、だれが入っているのか。

お聞きいたします。

それから、次の消耗品のところでお聞きしますが、事務コピー用品、これの中で紙代なんですけど、これでいくと、事務のコピー用品、事務コピー用紙は、2,500枚で、2,500枚ですね、2,205円なのか、なのか。議案コピー用紙は、これでいくと、10万枚で4,410円なのか、ここの関係をお聞きいたします。

それ...、その次にですね、その次にプリンターなんですけど、プリンターのトナー2本で3万円の説明をお願いしたいと思います。

それから、次にですね、財務会計システムの運営保守委託料、この内容なんですけども、講習会が2回で14万5,000円が2回となっておりますが、この内容についてお伺いいたします。

それから、器具借上料のコピー使用料なんですけども、これは、1,000枚で4円、7カ月分とこういうふうな形となっておりますけども、こういうのは、これは、全部税別になっているのかどうか、これは、税別なってると思うんですけど、全体的な予算の中で、ここだけ税別なってるような気がするんですけど、お聞かせ願いたいと思います。

それから、もう一つ、職員管理費の中だ...、職員管理費、併任職員の人件費など負担金、この中で、併任職員人件費などの負担金、これは、一般職員の中にですね、これは含まれている中では、二重取りにならないようなシステムってっていうのは、ちゃんとできてるのか、お聞きいたします。

それから、選挙管理委員会の関係でお聞きいたしますが、選挙管理委員会は、選挙管理委員4名を予定しているようですが、富良野市の、富良野市以外の選出議員を予定しているというふうに聞いておりますが、これはどうしてなのか、以上の点でお聞きいたします。

議長（北猛俊君） ここで午後一時まで休憩いたします。

午前 11 時 51 分 休憩

午後 1 時 01 分 開議

議長（北猛俊君） 午前中に引き続き会議を開きます。午前中の宮田均君の質問の途中でありますので、

質問趣旨を整理して再度質問をお願いいたします。

2番宮田均君。

2番（宮田均君） この一般管理費、歳出の、富良野広域連合負担金の内容、もうちょっとですね、この内容について、詳しくですね、お教え...、お知らせ願いたいと思います。

議長（北猛俊君） 御答弁願います。

総務部長細川一美君。

総務部長（細川一美君） 宮田議員の御質問にお答えいたします。

富良野広域連合負担金の内容ということでありまして、けれども、この広域連合につきましては、9月1日、設立という形の中から、必要となる経費等について計上したところでございます。

広域連合の予算の内容といたしましては、議会費といたしまして、議員報酬、10月、2月と、各2日間等、または委員会等を1日間と、こういった部分での委員報酬等の予算計上となっております。

その他、共済費、旅費、需用費、委託費...、料という形の中で、それぞれ議員の公務災害の補償負担と、あるいは旅費、そしてまた議会議案の印刷、会議録等についてのセンター委託、これらが議会費としての予算の内容になってございます。

また、総務費関係といたしまして、事務局打ち合わせ旅費、さらには公用車等の運転にかかわる燃料費等印刷、こういったことの需用費、また電話、郵便料等々の通信運搬費、手数料、こういったものの役務費、また、財務会計システムを運営保守委託をするということで、これらにかかわる委託料、さらにまた事務所の使用料、器具借上料としての使用料及び賃借料等の総務費としての予算、または職員管理としまして、会計室、監査事務局、議会事務局等の併任職員にかかわる人件費負担分、また、報償といたしまして、情報公開、個人情報保護条例等の審査会の運営経費ということで、これらにかかわる報償等、また委員等の費用弁償、さらには、公平委員会、選挙管理委員会、監査委員会等の委員報酬並びに北海道市町村総合事務組合負担金等、こういったものの部分で、総体526万8,000円の予算組みをさせていただいた中におきまして、負担基準といたしまして、富良野広域連合規約第18条の負担割合の中から、議会費、公平委員会費、選挙管理委員会費、監査委員会費等は均等割という中で、176万8,000円の部分でございますけども、これらの部分で均等割として35万3,400円。

また、その他の部分の管理経費等については、均等割10%、基準財政規模割、標準...、基準財政...、標準...、標準財政規模割で10%、人口割80%という中で、それぞれ負担割合に基づきまして負担をしております。こういった中で、富良野市といたしまして、今回計上



いたしております 203 万 4,000 円が富良野広域連合への負担する内容であります。

以上でございます。

議長（北猛俊君） よろしいですか。

2 番宮田均君。

2 番（宮田均君） その中ですね、まだ広域連合は設立されていないわけですね、ここの基礎、基礎的な、こういう予算が出てくるということの中で、この議員報酬、1 人、あるいは議員報酬、その他の中ですね、委員の皆さんの報酬が 5,000 円というふうに決め、決められた根拠、これについてお聞かせ願いたいと思っております。

それから、先ほどから公用車のガソリン代のことについて、算定の形で、言っておられましたけれども、公用車はそれぞれに、占冠、南富、それから、中富、上富から来るわけですが、例えば、出張する場合についてはですね、どこかに、この準備室から出張する場合に、どの車で、だれが、そして、これは保険はどのように適用されるのかというようなことだけ、いまそこで、お聞きしておきますことと、それからですね、この 100 にあ...、職員の管理体制の中ですね、併任職員の人件費などの負担金ちゅうのがあると思うんですけども、この内容についてですね、ちょっとお聞かせ願いたいと思っております。

議長（北猛俊君） 御答弁願います。

総務部長細川一美君。

総務部長（細川一美君） 再質問にお答えいたします。

議会費の中の議員報酬ということで、5,000 円の部分で 1 人当たり予算を組んでございます。この単価につきましては、現在あります一部事務組合等が、議員報酬という、一つの決めがございます。これを用いまして、今回の議員報酬の 1 人当たりの単価とさせていただきます。

続きまして、公用車のガソリンの関係の、どの車を使用するのかということでもありますけれども、それぞれ通勤先から、あるいは富良野市等の車両等がございます。これを用いまして出張等において市町村の...、から...、部分の車両を、で行っていくと内容であります。

また職員管理費等の部分で、併任職員の人件費、これは会計、監査事務局、議会事務局等にかかわる、いわゆる負担金としてかかる部分で、関係する市町村への人件費相当分を併任として、必要な部分について負担をするという内容となっております。

以上でございます。

議長（北猛俊君） よろしいですか。

2 番宮田均君。

2 番（宮田均君） ちょっと、あの聞いた...、聞き方がまずかったのか、公用車のガソリンの関係なんですけれども、ガソリン代がどうのこうのという算定基準ではな

くてですね、一応、事務局が、富良野に準備室ができると、そこから用事があって出張する。

車で出張すると、車で出向くといった場合には、どの車で、だれが責任を持って、だれが保険をかけてやっているのかって聞いたんですよ。

1 回目の質問の答えでお願いできますか。

議長（北猛俊君） 御答弁願います。

総務部長細川一美君。

総務部長（細川一美君） 公用車の関係でございますけれども、先ほども答弁させていただきましたけれども、それぞれの、各町村等から、こちらに出向いておられる職員等が公用車として来てございます。

あるいは富良野市の公用車等、こういったものを使用するわけでもありますけれども、保険等、責任等については、それぞれの所属している、関係してる自治体において、保険料等、部分も含めての公用車となっておりますので、そちらに帰属されるわけであります。

そういったことの内容で、これらの公用車等については、出張時等も含めまして、運行...、運行といいますが、車両を使用しながら、それぞれの業務を遂行するという考え方でございます。

議長（北猛俊君） そのほか質疑ございませんか。

1 番佐々木優君。

1 番（佐々木優君） 広域連合負担金のところでお伺いをいたします。

広域連合の規約の審議の際、住民の意見が伝わりにくいのではないかとということで反対させていただきましたけれども、3 人ということ、議員は 3 人、富良野から 3 人ということで決定をしました。

そこで、とこで、とこでですね、市民の声をいかに広域連合が拾っていくか、やはり議員の活動が非常に重要になってくる。少なくなっ...、少ない数であっても一生懸命頑張ってもらわなければならないというふうに思います。

そういう場合において、先ほど説明が、宮田議員の答弁にありましたように、日当 5,000 円という額が果たして適当なのかどうなのか、四つの事務組合がまとまったといういまの形ですけども、さらに、国保なり、介護ということを目指しているわけですけども、この日当 5,000 円という金額、根拠はわかりました。

根拠わかりましたけれども、果たしてそれが本当にこの額でどうなのか、非常に僕は疑問を持っているわけです。民主主義の代償として、この金額で果たして 2...、2 万 5,000 市民の意見が反映できるのかどうなのか、本当に心配されるというふうに思いますんで、その点で御答弁をお願いしたいと思います。

もう 1 点、公用車の運行管理経費についてお伺いをいたします。

先ほど来から説明をされているわけですが、最初に確認をしたようにスクールバスではなく、教育委員会が主として使っていたバスを兼用して新しいバスが来るまでの期間、このバスで対応していて、その間に事故に遭ってしまったという状況だと思うんですけども、4月7日から、7日からスクールバスとしての業務が始まって、事故が起きるまでの6月24日まで、やや、約2カ月半の間兼用し、ということでこのバスが使われてきました。

7月15日から新しいバスが使われるようになったわけですが、きょう7月も終わりますけども、4カ月間、兼用、または事故で、いまはないわけですが、先ほど、答弁がありましたように、非常に頻度が高い、100数十回も使っている重要なバスだという説明を受けたんですけども、この4カ月間だけでも、こういうふうに、いや、不便はもちろんあったと思います。

不便はあったとは思いますが、こう工面をしながら、この1台の車で両方の仕事をやる、この車でやってきたんだと思うんです。

だから、経費大変だ、大変だという話が先ほどからありますけども、であれば、いま、来ている500万円で導入をしましたスクールバスをですね、他の業務にも、朝2時間程度です、送って、迎えに行くのまた3時間、先ほど事故の時間3時って言いましたけども、その頃の時間帯に2時間程度使って、昼間と土曜、日曜日はこのスクールバスは空いているわけですから、この車を空いている時間、ほかの教育委員会なり、何なり、その使う時間帯。

空いている時間に使えば、買う必要はないのではないのかと、確かに、厳しいです。いままでよりは不便になるかもしれませんが、先ほど来、その6万円の補助金の話もありますけども、それだけカットカットというのであれば、この部分だって少し考えなけれ、考える余地があるのではないのかなと、スクールバスをもう少し有効に使えばなくても、間に合うのではないのかなというふうに思いますので、その2点についてお伺いいたします。

議長（北猛俊君） 御答弁願います。

総務部長細川一美君。

総務部長（細川一美君） 佐々木議員の御質問にお答えいたします。

議員、議員報酬5,000円につきまして、先ほど御答弁をさせていただいた中において、現在行っています一部事務組合等の議員報酬5,000円ということで、これらについては、準備委員会等でも議論をした中において、5,000円というものが適正だというふうに判断をさせていただいて、予算として見込んでいただいております。

以上でございます。

議長（北猛俊君） 続いて御答弁願います。

教育委員会教育部長杉浦重信君。

教育委員会教育部長（杉浦重信君） 佐々木議員の御質問にお答えいたします。

新しいスクールバスが購入、7月の15日に購入しまして、その間ですね、7月...、4月の7日からですね、4、5、6とこの3カ月間ですね、そのスクールバスの代用として、旧生涯学習センターのバスを利用、活用していたと、そのバスが事故に遭ったということでございますけども、この間ですね、先ほど申し上げましている、ましたように、年間131回という、この利用率がございまして、その中でですね、営業車を利用しながら、またほかのバスもということで、やってございますけども、このバスを補充することによってですね、バスがあることによって営業車を借りるよりもですね、し...、経費全体を節減できるという、私ども判断をした次第でございます。

以上でございます。

議長（北猛俊君） よろしいですか。

1番佐々木優君。

1番（佐々木優君） 5,000円の根拠は先ほど宮田議員の答弁でもしゅ...、承知をしましたけれども、果たしてその金額が適当なのか。

会議に1日出席すると5,000円ということです。会議がなければ5,000円いただけ、議員からすればいけない。

会議出ただけが議員の活動ではなくて、言うまでもありませんけども、事前に調べたり、市民で皆さんの意見を伺いながら、議会、会議に望むわけですから、日当という、そういうことではなくて、事前にやはり議員の報酬、そういう時間をとる部分の報酬をしっかり費用弁償する、しなければ、民主主義の代償、に...、代償として償うお金としてですね、不十分だというふうに思うんですけども、その辺の見解をお伺いしたいと思って、1回目の質問をしたわけです。もう一度お願いしたいと思います。

それから、バスの件ですけども、スクールバスをという、先ほど、ほかのスクールバスは昼間の間、朝晩は使いますが、土日と昼間の間は使ってないわけですから、その間は十分に活用すれば、このバスはなくてもいいんじゃないのか、何とか我慢できないのになというふうな、ふうに、先ほど言ったんですけども、スクールバスの利用ということで、もう一度答弁を願いたいと思います。

議長（北猛俊君） 御答弁を願います。

総務部長細川一美君。

総務部長（細川一美君） 佐々木議員の5,000円というものについての、議員報酬でございますけども、先ほど答弁をさせていただきましても、本会議2回、そ

して委員会1回という中で、現在の一部事務組合、これを基本として5,000円という形で設定をさせていただいてございます。

多面にわたる議員活動全般という部分での御質問かと思えますけれども、今回こういった部分での、各議員報酬については決定をさせていただいた中で、これは一つの考え方のもとで、議員報酬をとしてさせていただいたという中身であります。

以上でございます。

議長（北猛俊君） 続いて御答弁願います。

教育委員会教育部長杉浦重信君。

教育委員会教育部長（杉浦重信君） いま現状のスクールバスについてでございますけれども、いましてね朝の便と、それと午後がですね、2回運行しています。それが2時半とですね、3時半ということでございますので、平日の場合ですね、このバスを利用できるうちゅうのは限られた時間帯ということになります。

そういうことで、プール授業だとか、社会見学だとか、校外研修だとか、部活動等ですね、日曜日はこの車も利用できるかと思えますけれども、そういった形でやりくりがつかない場合もあります。

それだとか、いまの営業車を使いますとですね、どうしても高額になるということで、大型バスを使わないようにこの2台で送迎したりと、そういった工夫をしながらやってございますので、営業バスをこう借り上げるよりもですね、自分の保有している車を、保有することの方がですね、節...、経費の節減が図れるのかなと、こんなふうに考えているところでございます。

以上でございます。

議長（北猛俊君） よろしいですか。

1番佐々木優君。

1番（佐々木優君） 日当5,000円という、これ以上同じ質問繰り返しても同じ答弁しか返ってこないのでしょうけれども、終わりますけれども、やはりあの不満に、不満っていうか、これでは市民の皆さんの声が届かない、言い過ぎかもしれないですけども、議会が形骸化するってあのときも言いましたけれども、単にそういうような形になってしまう恐れがあるというふうに僕は思います。

それから、バスの件ですけども、先ほど、代替...、借りるっていうかな、レンタカーっていうお話もありましたけれども、6月24日からバスが来る7月15日までそういう対応されたというふうにお伺いしておりますけれども、1日1万4,000円というふうにお伺いをしました。

そうすれば、例えば、年間100回使っても140万ということで、そんなに使うことはないでしょうけれども、スクールバスと併用して、本当に重なった場合、そういう

ふうにレンタカーを借りるなどの処置をすれば、200、いま提案されています226万3,000円の予算は、必要にではないのではないかとこのように思いますし、その226万3,000円、いまして上がっていますけれども、車を1台買うことによって、もちろん燃料代はどんなに動けばかかりますけれども、維持管理ということでは保険なり、自賠償なりという、そういう維持管理費が高額にかかるわけですから、十分に考えて、決断すべきだというふうに思いますが、よろしくお願いたします。

議長（北猛俊君） ここで質問内容、ちょっと確認のため、暫時休憩させていただきます。

午後 1時21分 休憩

午後 1時25分 開議

議長（北猛俊君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前の佐々木優君の質問に御答弁を願います。

総務部長細川一美君。

総務部長（細川一美君） 議員報酬、5,000円の部分につきましては、先ほども御答弁させていただいた部分の、一つの一部事務組合、そういった考えのもとで5,000円を決定をさせていただいたという内容でありまして、議員等の部分でいろんな会議、あるいはその他委員会等がある場合においては、次年度以降含めまして、そういったものがまた改めてあるうかと思えます。

そういった中においては、これらの議員報酬というものは、また新たに加わっていくということになりますけれども、基本的には、単価は1人5,000円という考え方にあります。

以上でございます。

議長（北猛俊君） 続いて御答弁願います。

教育委員会教育部長杉浦重信君。

教育委員会教育部長（杉浦重信君） 佐々木議員の再質問にお答えをさせていただきます。

その市で購入する場合とですね、なかった場合との比較といましようか、この辺のことを御説明をさせていただきたいと思えますけれども、いまのマイクロバスをもってですね、代行運転のだけの場合ですと、1時間当たり1,850円ぐらいで済みます。

6時間とすれば大体1日1万円ということになりますけれども、これを、このバス、営業車ですね、営業車っていうのは、先ほど1万4,000円っていう説明がございましたけれども、それは運転の費用は含んでおりませんので、それを含めると大体大型バス、普通のバス、小型バスもそうなんですけれども、1日3万2,000円ぐらいっていうのがございます。

ですから、これをですね、年間の、いま、このバスが

運行回数を試算しますと、これを全部ですね、営業車といいたしめようか、借り上げて、した場合ですね、年間この305万ぐらいかかってまいります。

それで、これを市のマイクロバスで使用して、代行運転のみでやった場合については、80万円程度で、できるのかなということ、この最大、最大限ということですけども、大体200万、200...、20万ぐらい、年間で節減できるということ、っていうことで試算をしたところでございます。

従いましてですね、バスを保有して、した方がですね、経費の節減が図られるという判断をしたところでございます。

以上でございます。

議長（北猛俊君） そのほか質疑ございませんか。

14 番岡野孝則君。

14 番（岡野孝則君） 歳出の公用車一般、管理経費のことについて質問いたしたいと思っております。

午前中も多くの議員が、このに質問させて、質問して、私もその内容、何ほ理解をしようと思っても、自分が理解していないんですが、これに対して、ちょっとその質問してみたいと思っております。

それで最初その答弁の中を聞か、聞かしていただきますと、修繕費については222万前後かかるんだというふうな、ありました。

そこで、修繕費の222万に至った経過というのが、あくまでも、これが当然その修繕する場合については相手の対物保険というのでも出てくるでしょうし、そのことによつて、富良野市の一般財源は何ほになるのか。のこつによつて220万円になったこの経過。

そして2点目については、中古購入が226万3,000円ということの説明がありました。

これについても、先ほど午前、午前中にいろんなその説明をいただいたんですが、どうもあつち行ったり、こつち行ったりしてわからないんですね。

ですから、226万3,000円に至った数字のこの根拠、このことについても一つ一つその説明いただきたい。

それで3点目については、この今回中古車を購入するに至った、至った、これについての根拠。

これについて、その3点について、質問をいたしたいと思っております。

議長（北猛俊君） 御答弁願います。

財政課長清水康博君。

財政課長（清水康博君） 岡野議員の質問に回答させていただきます。

車両、車両、まず1点目の車両購入費226万3,000円の一般財源の持ち出し分でございますけれども、これにつきましては、特...、特定財源といたしまして、相手方からの車両の賠償費用分、これが先ほど20万9,040円。端

数整理をいたしまして22万円。

それから、市の車のレッカー代、これの市の4割負担の分、これが9,240円で、締めて22万円でございます。この22万を、そ、そ、保険料総額から引ま...、差し引きいたしまして123万3,000円が特定財源というふうになりますんで、その分を差し引きいたしまして、103万円が一般財源対応というふうになっております。

それから、車両購入費、226万3,000円に至った経過でございますけれども、これにつきましては、修繕費、これ修繕費222万円相当ということで、先ほどお話しさせていただきまして、これにつきましては、事故があった後に修理会社に持ち込みをいたしまして、その車両を保険アジャスター、これは鑑定専門の会社でございますけれども、そこが車の詳細を、見ま...、見たところ見て、鑑定を行つて算出した額でございます。

それから、購入にいたしましては、先ほど部長、総務部長の方から御説明ありましたけれども、市内の、222万が修繕費でございますので、市内の業者に照会をいたしまして、いま修繕を行っている以上の程度と言いますか、そのような車両があるか、確認をしたところですね、年式、それから走行距離、それから、見た目におきましてもいいものがあるということで確認をいたしました。

その価格が226万3,000円ということでございます。

それから、中古車を購入した根拠でございますけれども、購入する根拠ですけれども、すいません。先ほど使用状況につきまして、相当数、相当日数、相当回数使つてつてようなお話をさせていただきましたけれども、昨年度、平成19年度4月から20年3月までに131件の利用を得て、1万3,000キロ程度走行している状況であります。

また20年度におきましても、4月から6月の統計ですけれども、昨年を上回る64件の回数の利用ということで、相当、距離数におきましても、日数におきましても、相当、利用頻度が高いということで、考えているところでございます。

先ほどお話ししました、理由と総合しましてですね、修繕費222万と、その走行日数、利用頻度、それから、市が探しました車の、中古の車ですね、状況等を勘案いたしまして、中古の、ちょうどいい車と言いたしめようか、そういう車が226万3,000円ということで、値段的にも購入できるという見込みが立ちましたので、今回、このような補正予算の要求を挙げた次第でございます。

以上でございます。

議長（北猛俊君） よろしいですか。

14 番岡野孝則君。

14 番（岡野孝則君） はい、確認の質問になつてしまつてもわかりませんが、いま修繕をした場合については、一般財源として103万円かかるんだ。

そして、これが中古を買つた場合については81万の一

般財源だと、その差額 22 万円という数字がいま出てきました。

それで、自分の方としてこういうふうに理解したんですが、要するに 22 万円の一般財源というか、差があるんですが、やはり今後の維持管理経費ということを考えていったときに、中古の車を買った方が、今後のためになると。というふうにして理解をしているのかどうか、その点について質問いたしたいと思います。

議長（北猛俊君） 御答弁願います。

総務部長細川一美君。

総務部長（細川一美君） 岡野議員の再質問にお答えいたします。

中古車、車両購入費の持ち出しを含めまして、いわゆる中古車両の購入でありますけど、やはり今回走行距離、年式等も含めまして、また、今後の維持管理、こういったことを考えた中において中古車両を購入することによって、管理費用等の節減、こういったことがあるという判断の中で、予算を計上させていただいたところでございます。

以上でございます。

議長（北猛俊君） よろしいですか。

そのほか質疑ございませんか。

8 番岡本俊君。

8 番（岡本俊君） いまの公用車の関係なんですけど、220 万ほどの程度の車があるかどうか、市内に照会をしたという、であったという話、御答弁いただいたんですが、市の場合ですね、それは競争入札をしたのかですね、どういう結果でその車を選定したのか。

逆に言えばですね、こういう車が入札しますよということ公示して、そして競争入札をさせるのが、こういう一般的なのかなというふうに、こう思ったわけですが、50 万以上入札って記憶した、から言うんですが、間違ったら訂正願いたいというふうに思いますが、その辺の相手方が決まって、そして、その物を買う、こういうことが制度上許されるのかどうかというところがあるんですよ。その辺の見解を伺いたい。

議長（北猛俊君） 御答弁願います。

総務部長細川一美君。

総務部長（細川一美君） 今回の中古車両の購入等について、車両販売店を含めて見積もりという部分で予算計上ということのお話をさせていただきましたけども、あくまでも今回、修繕費相当 222 万円程度に見合うべき車両等が市内あるいは市外等にですね、年式、走行距離等を含めて、ないかということで、参考として見積もりをいただいた中において、今回、こういった車が判明したということから、中古、現車両の修繕よりも中古車両を購入することによっての今後の維持管理等々を含めた中で、こういった形の中で、このような考え方のもとで中

古車両の予算を計上させていただいたところでございます。

補足説明をさせていただきたいと思いますが、あくまでも、今回補正予算で計上させた車両購入につきましては、競争入札をもって購入をするという形で予算を成立した後に発注行為を行っていきたいという考え方があります。

以上でございます。

議長（北猛俊君） よろしいですか。

8 番岡本俊君。

8 番（岡本俊君） あのですね、こう、ご、誤解を招いている。僕自身誤解してる。

相手が決まって、車種も決まって、何かそれに金額を合わせたみたいな、そういうようなイメージで、こう聞いてたもんですから、基本的には、そういう車があるということ前提にして何社か入札をかけて、そして購入するというところでいいんですね。

議長（北猛俊君） 御答弁願います。

総務部長細川一美君。

総務部長（細川一美君） 再質問にお答えいたします。

今回の予算計上につきましては、こういった車が市内等含めてないかということから、参考見積もりとしていただいた中において、予算を計上したところでございまして、今後におきましては予算計上した後にですね、入札によりまして、改めて走行距離、年式等々を含めまして、これらを競争入札の原理のもとで、そういった仕様を設けまして、購入をすると、そういう考え方で執行していく考えにあります。

以上でございます。

議長（北猛俊君） よろしいですか。

そのほか質疑ございませんか。

10 番大橋秀行君。

10 番（大橋秀行君） すいません。ちょっと頭悪くてね、非常にちょっと解釈に苦しんでるんですが、今回事故の見積もりで 220 万円の見積もりが出て、出ましたということですよ。

今回、その事故によって行政で持っていたマイクロバスが時価が 58 万 5,000 円。それにレッカー代を入れることによって 60 万 8,000 円になりますと。

それで、事故割合で言いますと 36 万 4,000 円が戻ってきます。行政に入ってきますよという解釈ですよ。それですね、もしこのまま修理したときにですね、220 万から、に対して 36 万 4,000 円しか入ってこない。

専決で別に科目の整理した問題がありますんで、それを入れますと 56 万ぐらいになるうかと思うんですが、実質は、実際に業者に入るお金は 36 万何がし。実質の手出しが、185 万 6,000 円程度、実質行政の持ち出しになるんでないかなという、私の解釈してるんですが、それ

ですね、この際、事故によることによって、廃車することによって86万9,000円が入ってきます。

それと合算して程度のいい車を買おうかということの解釈だと、必要頻度もあるんで買おうかと、その時点によって実際行政では、100万前後の手出しが一般財源から歳出せんきゃならんだよと、専決の問題ありますんで、こっちに数字は80何万なってますけども、そういった解釈、流れの解釈でよろしいのかちょっとお伺いしたいと。

議長（北猛俊君） 御答弁願います。

財政課長清水康博君。

財政課長（清水康博君） 大橋議員の質問に回答させていただきます。

市に戻ってくる、修理費用222万円。これは保険アジャスターの見積もり金額でございますけども、市に保険料として戻ってくる金額については、先ほど相手側の過失分36万4,860円と合わせまして、市の車両保険の方から補てんされる分86万9,000円、締めて120...、端数整理をいたしまして123万3,000円相当が市の方に戻ってくるようになっております。

ですから、修理をいたしまして...、仮に修理費用が222万円だとしますと、98万7,000円が一般財源から補てんされるということになっております。

支出...、失礼いたしました。98万7,000円が市の一般財源の持ち出しということな...、なります。

議長（北猛俊君） よろしいですか。

10番大橋秀行君。

10番（大橋秀行君） したら、私ちょっと勘違いしたと思うんですけども、事故の車両を修理した場合でも、86万9,000円がしは出てくるという解釈でいいんですか。

議長（北猛俊君） 御答弁願います。

財政課長清水康博君。

財政課長（清水康博君） そのとおりでございます。

議長（北猛俊君） よろしいですか。

10番大橋秀行君。

10番（大橋秀行君） そうする...、どっち...、それでもどっちに向いても、直す場合にしても、それから新しい中古を買うにしても、100万前後の行政の手出しはあると、ただし、費用...、使用回数、頻度の問題がありぜひあったほうがいいから、何とか御理解いただきたいという解釈ですよね。

そういうことですね。

議長（北猛俊君） 御答弁願います。

財政課長清水康博君。

財政課長（清水康博君） 金額につきましては、そのとおりでございます。

内容につきましても、使用頻度等、先ほども御説明いたしましたけども、勘案いたしまして、御理解いただきたいというふうに考えております。

議長（北猛俊君） そのほか質疑ございませんか。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） なければ、以上で本件の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件に御異議ございませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） 御異議がございますので、起立により採決をいたします。

本件について、原案のとおり賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（北猛俊君） はい、どうぞ。

着席下さい。

起立少数であります。

よって本件は否決されました。

## 閉 会 宣 告

議長（北猛俊君） 以上で本日の日程を終わり、本臨時会の案件はすべて終了いたしました。

これをもって、平成20年第1回富良野市議会臨時会を閉会いたします。

午後1時44分 閉会

上記会議の記録に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 20 年 7 月 31 日

議 長 北 猛 俊

署名議員 宮 田 均

署名議員 菊 地 敏 紀